

方法論番号	EN-R-004 Ver.1.5
方法論名称	バイオ液体燃料 (BDF・バイオエタノール・バイオオイル) による化石燃料又は系統電力の代替

＜方法論の対象＞

- 本方法論は、ボイラー等の熱源設備、自家発電等の発電設備、コージェネレーション、車両等（以下「対象設備」という。）においてバイオ液体燃料（BDF・バイオエタノール・バイオオイル）を使用し、それまで使用していた化石燃料又は系統電力を代替する排出削減活動を対象とするものである。

1. 適用条件

本方法論は、次の条件の全てを満たす場合に適用することができる。

- 条件 1: バイオ液体燃料が対象設備で使用される化石燃料を代替する又はバイオ液体燃料で発電された電力が系統電力等を代替すること。ただし、バイオオイルについては、熱源設備で 사용되는化石燃料を代替する場合に限る。
- 条件 2: 原則として、バイオ液体燃料を利用する対象設備で生産した熱及び電力の全部又は一部を、自家消費すること。
- 条件 3: バイオ液体燃料の原料は、未利用の有機資源又は資源作物であること。ただし、資源作物であっても、水管理状態の変化を伴う水田から生産された稲は除く。また、バイオオイルの原料については、未利用の魚油及び魚油の精製・利用過程で生じる未利用の副生成物（ダーク油等）、又は未利用の食肉加工残渣や捕獲された鳥獣であること。農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（輸入されたものに限る）を原料とする燃料については、その持続可能性（合法性）を確保し、第三者認証（RSPO2013、RSPO2018、RSB 又は GGL）により持続可能性（合法性）が認証された書類の交付を受けること。食料競合の懸念が認められる燃料については、そのおそれがないことが確認され FIT 制度の対象となっていること。
- 条件 4: 以下のいずれかに該当する場合は、それぞれに定める基準を満たしていること。また、バイオ液体燃料の加工や使用にあたり、関連する法令等が存在する場合にはそれを遵守し、必要な許認可等を取得していること。

【 1) BDF を車両で利用する場合】

- 条件 4-1: 軽油との混合比率 5%以下のバイオディーゼル軽油混合燃料を製造・利用する場合は、BDF を混合する者が、揮発油等の品質の確保等に関する法律（平成 20 年法律第 48 号）（以下「品確法」という。）の特定加工業者として登録されており、精製されたバイオディーゼル軽油混合燃料の品質が同法の強制規格に準拠していること。
- 条件 4-2: 軽油と混合しない BDF を精製・利用する場合（精製された BDF を利用する車両等は、限定かつ一定の管理下に置かれたものであることとし、一般利用する場合は除く。）は、精製された BDF が、国土交通省が策定する「高濃度バイオディーゼル燃料等の使用による車両不具合等防止のためのガイドライン」にて引用されている「(全国バイオディーゼ

ル燃料利用推進) 協議会モニタリング規格」を満たしていること。

【2) BDF を車両以外の設備で利用する場合】

- 条件 4-3: 「(全国バイオディーゼル燃料利用推進) 協議会モニタリング規格」を満たしていること。BDF の性状が協議会モニタリング規格を充足していない場合は、設備メーカーが当該燃料を対象設備で利用することを許容していること。

【3) バイオエタノールを車両で利用する場合】

- 条件 4-4: ガソリンとの混合比率が 3%以下の場合には、バイオエタノールを精製・加工する者が、品確法の揮発油特定加工業者として登録されており、燃料の品質が同法の強制規格に準拠していること。
- 条件 5: バイオ液体燃料 (バイオオイルを除く) を使用する車両は、関連法令等においてバイオ液体燃料の使用が認められたものであること。
- 条件 6: 化石燃料からバイオ液体燃料への代替だけでなく、設備の導入を伴う場合は、当該対象設備に対応する方法論に定める適用条件を満たすこと。ただし、プロジェクト実施前後での対象設備の効率向上に関する条件は除く。

＜適用条件の説明＞

条件 1:

バイオマス燃料からバイオ液体燃料に転換しても CO₂ 排出削減には寄与しないことから、プロジェクト実施前に対象設備で化石燃料を使用している又は系統電力を使用しているプロジェクトを対象とする。バイオオイルについては、その品質の観点から、熱源設備で使用される化石燃料を代替する場合に限る。

なお、化石燃料と他の燃料 (バイオ液体燃料を含む) を混焼している設備において、プロジェクトにより追加的に使用されるバイオ液体燃料が、化石燃料と他の燃料のいずれかを代替したことが特定できる場合は、本方法論を適用することができる。(削減量を算定する際には、代替した化石燃料の応分についてのみ、算定対象とできる。)

また、化石燃料等による自家発電設備を有する施設において、バイオ液体燃料を利用する発電による発電量が、系統電力の購入電力量又は自家発電量のいずれかを代替したことが特定できる場合は、本方法論を適用することができる。(削減量を算定する際には、代替した電力量の応分について、バイオ液体燃料を利用する発電による発電量に各々の排出係数を乗じることとなる。)

条件 2:

バイオ液体燃料を利用する熱源設備を導入したプロジェクト実施者が、生産した蒸気、温水又は熱媒油等の熱を外部に供給する場合には、原則として、自家消費する熱量分についてのみ本方法論の対象とする^{※1、※2}。

対象設備が発電設備又はコージェネレーションの場合、代替される電力は原則として、自家消費分に限ることとし、自ら発電した電力のうち他者に提供した電力については対象とはしない^{※1、※2}。また、発生させた熱又は電力のうち、有効利用されていない分については対象外とする。

他者に提供した電力には、廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法

※3 (平成 14 年法律第 62 号) に規定される電気事業者による新エネルギー等電気の利用に該当するもの及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成 23 年法律第 108 号) に規定される電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に該当するものを含むものとする。

※1 : 例えば、複数のプロジェクト実施者で熱源設備又は発電設備を協同で設置し、その協同したプロジェクト実施者において電力を消費するような場合は、自家消費に含まれる。

※2 : ただし、プロジェクト実施者と電力事業者又は熱の供給を受けた事業者との間で、環境価値はプロジェクト実施者に帰属することを締約したうえで電力又は熱を提供した場合であって、当該環境価値の帰属状況が証明できる書面 (電気事業者又は熱の供給を受けた事業者とプロジェクト実施者との間で締結する契約書の写等) 等を提出でき、かつ、環境価値のダブルカウントの防止措置がとられている場合は、この限りではない。

※3 : 廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第 12 条の規定により、当分の間、なおその効力を有するものとされている。

条件 3 :

本方法論の対象とするバイオ液体燃料の原料は、プロジェクトが実施されない場合にマテリアル利用又はエネルギー利用されることのない有機資源 (廃食油を含む。) 又は資源作物に限定する[※]。プロジェクト実施者は、本プロジェクトで原料として利用される有機資源又は資源作物が未利用であることを証明するため、有機資源もしくは資源作物の供給元 (廃棄物の場合は廃棄物回収・処理事業者も可とする) から未利用であったことを示す文書等を入手し、毎検証時に提出することが求められる。

ただし、資源作物であっても、水管理状態の変化を伴う水田から生産された稲を原料とするバイオエタノールは、追加的な GHG 排出が想定されることから、本方法論の対象とはならない。

農産物の収穫に伴って生じるバイオマス原料とする燃料の持続可能性 (合法性) に係る認証書類は、認証申請が可能な期間にわたり保存し、制度管理者の求めに応じて提出できるようにしておくこと。当該認証書類は、2022 年 4 月 1 日までに交付を受けなければならない、同日より前に検証 (同日より前に登録されたプロジェクトにおける検証も含む) を申請する場合、プロジェクト実施者は、持続可能性 (合法性) の確保に関する自主的取組を行い、取組の内容及びバイオマス原料調達元の農園の情報を自らのホームページ等で情報開示すること。

※ : プロジェクトが実施されない場合にマテリアル利用又はエネルギー利用されていたと想定される有機資源又は資源作物については、当該資源を原料としたバイオ液体燃料で化石燃料を代替したとしても、追加的な CO₂ 削減にはならないため、未利用の有機資源又は資源作物に限定するもの。

条件 4 :

バイオ液体燃料の品質は、使用する車両等の安全な走行、対象設備の安定的な運転又は耐久年数にも関わってくる。そのため、社会的な悪影響を排除するため、使用されるバイオ液体燃料につい

て一定以上の品質を求めることとする。

1) BDF を車両で利用する場合

精製された BDF の品質が、その品質について規定した品確法又は「高濃度バイオディーゼル燃料等の使用による車両不具合等防止のためのガイドライン」に準拠していることを条件とする。

なお、方法論の対象となる BDF は、メタノールを用いたエステル交換方式又はエステル化方式により精製される脂肪酸メチルエステル (FAME) である。パラフィンを主成分とする BDF を精製する超高压方式等、エステル化・エステル交換による脂肪酸メチルエステルを前提としない方式については、対象外とする。詳細は以下の経済産業省及び国土交通省のウェブサイトを参照のこと。

- ・石油製品の品質確保のホームページ：<http://www.enecho.meti.go.jp/hinnkakuhou/index.html>
- ・高濃度バイオディーゼル燃料等の使用による車両不具合等防止のためのガイドライン：http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha10_hh_000025.html

2) BDF を車両以外の対象設備（熱源設備、発電設備又はコージェネレーション）で利用する場合

BDF が「(全国バイオディーゼル燃料利用推進) 協議会モニタリング規格」を満たしていることを原則とする。なお、方法論の対象となる BDF は、1) と同様にメタノールを用いたエステル交換方式又はエステル化方式により精製される脂肪酸メチルエステル (FAME) である。詳細は全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会のウェブサイトに掲載されている「バイオディーゼル燃料の製造・利用に係るガイドライン」を参照のこと。(<http://www.jora.jp/biodz/index.html>)

ただし、上記規格を満たしていない BDF の性状であっても、設備メーカーが当該性状の燃料を対象設備で利用することを許容する場合に限り、使用を認めることとする。また、発動発電機、コージェネレーション等のディーゼルエンジン機器に使用する場合は、混合比率 5%以下の BDF 混合軽油又は軽油と混合しない BDF を対象とする。

3) バイオエタノールを車両で利用する場合

精製されたバイオエタノールの品質が、その品質について規定した品確法に準拠していることを条件とする。

詳細は経済産業省のウェブサイトを参照のこと。

- ・石油製品の品質確保のホームページ：<http://www.enecho.meti.go.jp/hinnkakuhou/index.html>

関連する法令としては、下記等が想定される。他にも関連する法令等があるかを確認し、それらを遵守し、必要な許認可等を取得すること。

- ・牛海綿状脳症対策特別措置法 ・と畜場法 ・家畜伝染病予防法 ・飼料安全法
- ・食品衛生法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・ダイオキシン類対策特別処置法 ・大気汚染防止法
- ・水質汚濁防止法 ・土壌汚染対策法 ・騒音規制法 ・振動規制法 ・景観法
- ・労働安全衛生法 ・消防法 ・建築基準法 ・環境影響評価法

条件 5 :

関連法令等においてバイオ液体燃料の使用が認められたものは、以下のとおり。

①道路運送車両法（平成 23 年法律第 74 号）に規定される公道を走行する車両

【BDF】

混合比率 5%以下の BDF 混合軽油、又は軽油と混合しない BDF を対象とする。

【バイオエタノール】

混交比率 3%以下のバイオエタノール混合ガソリンを対象とする。

混合比率が 3%を超え 10%以下の場合には、道路運送車両法に基づき E10 対応ガソリン車としての登録を受けている自動車であること。

品確法に基づく経済産業大臣の揮発油試験研究計画の認定を受けてガソリンとの混合比率が 10%を超える高濃度利用を行う場合には、道路運送車両法に基づく国土交通大臣の認定を受けている試験自動車であること。

②公道を走行しない特定特殊自動車

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（以下「オフロード法」という。）（平成 17 年法律第 51 号）に基づき届出又は承認されたものは、混合比率 5%以下の BDF 混合軽油を対象とする。ただし、BDF の混合比率 0.1%以下で使用することを前提に届出を行ったもの又は承認を受けたものは除く。

条件 6 :

化石燃料からバイオ液体燃料への代替だけでなく、設備の更新又は新規導入を行う場合、以下の方法論に定める追加の適用条件を満たすこと（プロジェクト実施後に対象設備のエネルギー消費効率がベースラインと比べて低下しても、化石燃料からバイオ液体燃料への転換によって、CO2 排出量は削減することが想定される。したがって、各方法論の適用条件に示されている設備のエネルギー効率向上に関する条件は満たす必要はない。ただし、設備を更新するプロジェクトの場合は、更新プロジェクトの要件を満たすことを証明しなければならない。また、再生可能エネルギーを使用する設備から設備更新を行う場合には、熱源設備を新設するプロジェクトとすること。）。

プロジェクト概要	該当方法論	追加の適用条件
ボイラーを更新又は新規導入するプロジェクト	EN-S-001 ボイラーの導入	ボイラーを更新するプロジェクトであっても、方法論に定める条件に該当する場合には、ボイラーを新設するプロジェクトとしなければならない。
工業炉を更新するプロジェクト	EN-S-003 工業炉の更新	プロジェクト実施前の工業炉におけるエネルギー使用量及び生産量等について、原則として、プロジェクト実施前の 1 年間の累積値が把握可能であること。
空調設備を更新又は新規導入するプロジェクト	EN-S-004 空調設備の導入	空調を更新するプロジェクトであっても、方法論に定める条件に該当する場合には、空調を新設するプロジェクトとしなければならない。

		い。
コージェネレーションを更新又は新規導入するプロジェクト	EN-S-007 コージェネレーションの導入	コージェネレーションを更新するプロジェクトであっても、方法論に定める条件に該当する場合には、コージェネレーションを新設するプロジェクトとしなければならない。
バイオマス由来燃料の熱源設備を有する外部の事業者から供給される熱に切り替えるプロジェクト	EN-S-009 外部の高効率熱源設備を有する事業者からの熱供給への切替え	－
ロールアイロナーを更新するプロジェクト	EN-S-017 ロールアイロナーの更新	熱や蒸気を消費して稼働するアイロナーの更新であること。 プロジェクト実施前のアイロナーにおけるエネルギー使用量及び仕事量について、原則として、プロジェクト実施前の1年間の累積値が把握可能であること。
自家用発電機を更新又は新規導入するプロジェクト	EN-S-025 自家用発電機の更新※1	－
乾燥設備を更新するプロジェクト	EN-S-026 乾燥設備の更新	プロジェクト実施前の乾燥設備におけるエネルギー使用量及び乾燥重量等について、原則として、プロジェクト実施前の1年間の累積値が把握可能であること。

※1：当該方法論は、更新プロジェクトのみを対象とした方法論であるが、化石燃料からバイオ液体燃料への代替を行うプロジェクトについては、新設プロジェクトに対しても適用することができる。

また、これらの設備の導入を伴う場合は、「4. ベースライン排出量の考え方」及び「5. ベースライン排出量の算定」における主要排出活動の算定式については附属書 B を参照すること。ただし、ベースラインとプロジェクト実施後で対象設備の効率に変化がない場合は、附属書 B を参照する必要はない。

2. 排出削減量の算定

$$ER = EM_{BL} - EM_{PJ} \quad (\text{式 1})$$

記号	定義	単位
ER	排出削減量	tCO ₂ /年
EM_{BL}	ベースライン排出量	tCO ₂ /年
EM_{PJ}	プロジェクト実施後排出量	tCO ₂ /年

<排出削減量の算定で考慮すべき温室効果ガス排出活動>

項	排出活動	温室効果ガス	説明
ベースライン排出量	対象設備の使用	CO2	【主要排出活動】 ベースラインの対象設備の使用に伴う化石燃料の使用による排出量
プロジェクト実施後排出量	対象設備の使用	—	【主要排出活動】 プロジェクト実施後の対象設備の使用に伴うバイオ液体燃料の使用による排出量
	バイオエタノールの原料生産	CO2	【付随的な排出活動】 バイオエタノールの原料生産に伴う化石燃料の使用による排出量
	バイオマス原料の運搬	CO2	【付随的な排出活動】 バイオマス原料の採取場所から事前処理場所までの運搬に伴う化石燃料の使用による排出量
	バイオ液体燃料化処理設備の使用	CO2	【付随的な排出活動】 バイオ液体燃料化処理に伴う化石燃料又は電力の使用による排出量
	メタノールの使用※	CO2	【付随的な排出活動】 BDF の製造工程で投入されるメタノール由来の排出量
	バイオ液体燃料の運搬	CO2	【付随的な排出活動】 バイオ液体燃料の製造場所から使用場所までの運搬に伴う化石燃料の使用による排出量

※BDF を使用する場合のみ考慮する。

3. プロジェクト実施後排出量の算定

$$EM_{PJ} = EM_{PJ,M} + EM_{PJ,S} \quad (\text{式 2})$$

記号	定義	単位
EM_{PJ}	プロジェクト実施後排出量	tCO2/年
$EM_{PJ,M}$	プロジェクト実施後の主要排出量	tCO2/年
$EM_{PJ,S}$	プロジェクト実施後の付随的な排出量	tCO2/年

<主要排出活動>

a) 対象設備の使用によるプロジェクト実施後排出量

$$EM_{PJ,M} = 0 \quad (\text{式 3})$$

記号	定義	単位
$EM_{PJ,M}$	プロジェクト実施後の主要排出量	tCO2/年

<付随的な排出活動>

- b) バイオエタノールの原料生産によるプロジェクト実施後排出量
- c) バイオマス原料の運搬によるプロジェクト実施後排出量
- d) バイオ液体燃料化処理設備の使用によるプロジェクト実施後排出量
- e) メタノールの使用によるプロジェクト実施後排出量
- f) バイオ液体燃料の運搬によるプロジェクト実施後排出量
 - b) から f) の付随的な排出活動については、妥当性確認時に排出削減見込み量に対する影響度を算定し、影響度に応じてそれぞれ以下のように取り扱う。
 - ①影響度が 5%以上の場合：モニタリングを行い排出量の算定を行う。
 - ②影響度が 1%以上 5%未満の場合：排出量のモニタリングを省略することができる。ただし、省略した場合は、妥当性確認時に影響度を算定し、検証時に当該影響度を排出削減量に乗じることによって当該排出量の算定を行う。
 - ③影響度が 1%未満の場合：排出量の算定を省略することができる。
 - ただし、複数のモニタリングを省略する付随的な排出活動の影響度の合計を 5%以上にはしない(影響度の合計が 5%未満となるようにモニタリングを省略する付随的な排出活動を調整しなければならない)。

<付随的な排出活動の算定例>

$$EM_{PJ,S} = EM_{PJ,S,transport\&cultivation} + EM_{PJ,S,transport\&feedstock} + EM_{PJ,S,process} + EM_{PJ,S,MeOH} + EM_{PJ,S,transport\&BF} \quad (\text{式 4})$$

記号	定義	単位
$EM_{PJ,S}$	プロジェクト実施後の付随的な排出量	tCO2/年
$EM_{PJ,S,cultivation}$	バイオエタノールの原料生産によるプロジェクト実施後排出量	tCO2/年
$EM_{PJ,S,transport,feedstock}$	バイオマス原料の運搬によるプロジェクト実施後排出量	tCO2/年
$EM_{PJ,S,process}$	バイオ液体燃料化処理設備によるプロジェクト実施後排出量	tCO2/年
$EM_{PJ,S,MeOH}$	メタノールの使用によるプロジェクト実施後排出量	tCO2/年
$EM_{PJ,S,transport,BF}$	バイオ液体燃料の運搬によるプロジェクト実施後排出量	tCO2/年

- b) バイオエタノールの原料生産によるプロジェクト実施後排出量
 - b-1) 化石燃料を使用する場合

$$EM_{PJ,S,cultivation} = F_{PJ,cultivation} \times \frac{PV_{PJ,cultivation}}{PV_{PJ,cultivation,all}} \times HV_{PJ,cultivation} \times CEF_{PJ,cultivation} \quad (\text{式 } 5)$$

b-2) 電力を使用する場合

$$EM_{PJ,S,cultivation} = EL_{PJ,cultivation} \times \frac{PV_{PJ,cultivation}}{PV_{PJ,cultivation,all}} \times CEF_{electricity,t} \quad (\text{式 } 6)$$

記号	定義	単位
$EM_{PJ,S,cultivation}$	バイオエタノールの原料生産によるプロジェクト実施後排出量	tCO2/年
$F_{PJ,cultivation}$	プロジェクト実施後のすべての原料生産における燃料使用量	kL/年、t/年、m ³ /年等
$EL_{PJ,cultivation}$	プロジェクト実施後のすべての原料生産における電力使用量	kWh/年
$HV_{PJ,cultivation}$	プロジェクト実施後のバイオエタノールの原料生産に使用する燃料の単位発熱量	GJ/kL, GJ/t, GJ/m ³ 等
$CEF_{PJ,cultivation}$	プロジェクト実施後のバイオエタノールの原料生産に使用する燃料の単位発熱量当たりの CO2 排出係数	tCO2/GJ
$PV_{PJ,cultivation}$	プロジェクト実施後における当該プロジェクト用に生産されたバイオエタノール原料の量（又は農地面積）	t/年, m ³ /年, m ² /年等
$PV_{PJ,cultivation,all}$	プロジェクト実施後における生産されたすべての原料の量（又は農地面積）	t/年, m ³ /年, m ² /年等
$CEF_{electricity,t}$	電力の CO2 排出係数	tCO2/kWh

- プロジェクト実施後のバイオエタノールの原料生産に係るエネルギー使用量は、プロジェクト実施後における当該プロジェクト用に生産されたバイオエタノール原料の量（ $PV_{PJ,cultivation}$ ）及びプロジェクト実施後において生産されたすべての原料の量（ $PV_{PJ,cultivation,all}$ ）より按分して求めることができる。その際、当該按分が合理的であることの説明を行うことが必要である。例えば、同一の農地で、同一の作物をバイオエタノールの原料用としてその他の用途（食用等）のために栽培している場合は、当該農地全体に投入したエネルギー使用量を、バイオエタノール用とその他用途の作物の重量比、体積比又は農地面積比で按分する。

c) バイオマス原料の運搬によるプロジェクト実施後排出量

$$EM_{PJ,S,transport\ feedstock} = F_{PJ,transport\ feedstock} \times HV_{PJ,transport\ feedstock} \times CEF_{PJ,transport\ feedstock} \quad (\text{式 } 7)$$

記号	定義	単位
$EM_{PJ,S,transport, feedstock}$	バイオマス原料の運搬によるプロジェクト実施後排出量	tCO2/年
$F_{PJ,transport, feedstock}$	プロジェクト実施後のバイオマス原料の運搬における燃料使用量	kL/年

$HV_{PJ,transport,feedstock}$	プロジェクト実施後のバイオマス原料の運搬に使用する燃料の単位発熱量	GJ/kL
$CEF_{PJ,transport,feedstock}$	プロジェクト実施後のバイオマス原料の運搬に使用する燃料の単位発熱量当たりの CO2 排出係数	tCO2/GJ

- バイオマス原料の運搬によるプロジェクト実施後排出量（ $EM_{PJ,S,transport,feedstock}$ ）の算定に当たっては、燃費法又はトンキロ法を使用してもよい。燃費法及びトンキロ法の詳細については「モニタリング・算定規程」の別冊を参照すること。
- 国内におけるバイオマス原料の貨物車両による運搬において、運搬に係る貨物車両の最大積載量が不明な場合は、当該貨物車両の最大積載量を 2,000kg としてもよい。

d) バイオ液体燃料化処理設備の使用によるプロジェクト実施後排出量

d-1) 化石燃料を使用する場合

$$EM_{PJ,S,process} = F_{PJ,process} \times \frac{PV_{PJ}}{PV_{PJ,all}} \times HV_{PJ,process} \times CEF_{PJ,process} \quad (\text{式 8})$$

d-2) 電力を使用する場合

$$EM_{PJ,S,process} = EL_{PJ,process} \times \frac{PV_{PJ}}{PV_{PJ,all}} \times CEF_{electricity,t} \quad (\text{式 9})$$

記号	定義	単位
$EM_{PJ,S,process}$	バイオ液体燃料化処理設備の使用におけるプロジェクト実施後排出量	tCO2/年
$F_{PJ,process}$	プロジェクト実施後のすべてのバイオ液体燃料化処理における燃料使用量	kL/年、t/年、m ³ /年等
$EL_{PJ,process}$	プロジェクト実施後のすべてのバイオ液体燃料化処理における電力使用量	kWh/年
$HV_{PJ,process}$	プロジェクト実施後のバイオ液体燃料化処理に使用する燃料の単位発熱量	GJ/kL, GJ/t, GJ/ m ³ 等
$CEF_{PJ,process}$	プロジェクト実施後のバイオ液体燃料化処理に使用する燃料の単位発熱量当たりの CO2 排出係数	tCO2/GJ
PV_{PJ}	プロジェクト実施後における当該プロジェクト用に製造されたバイオ液体燃料の重量	t/年
$PV_{PJ,all}$	プロジェクト実施後における製造されたすべてのバイオ液体燃料の重量	t/年
$CEF_{electricity,t}$	電力の CO2 排出係数	tCO2/kWh

e) メタノールの使用によるプロジェクト実施後排出量

$$EM_{PJ,S,MeOH} = MC_{PJ,MeOH} \times \frac{12}{32} \times \frac{44}{12} \quad (\text{式 } 10)$$

記号	定義	単位
$EM_{PJ,S,MeOH}$	メタノールの使用によるプロジェクト実施後排出量	tCO ₂ /年
$MC_{PJ,MeOH}$	BDF の製造におけるメタノールの使用量	t/年

f) バイオ液体燃料の運搬における排出量

$$EM_{PJ,S,transport,BF} = F_{PJ,transport,BF} \times HV_{PJ,transport,BF} \times CEF_{PJ,transport,BF} \quad (\text{式 } 11)$$

記号	定義	単位
$EM_{PJ,S,transport,BF}$	バイオ液体燃料の運搬によるプロジェクト実施後排出量	tCO ₂ /年
$F_{PJ,transport,BF}$	プロジェクト実施後のバイオ液体燃料の運搬における燃料使用量	kL/年
$HV_{PJ,transport,BF}$	プロジェクト実施後のバイオ液体燃料の運搬に使用する燃料の単位発熱量	GJ/kL
$CEF_{PJ,transport,BF}$	プロジェクト実施後のバイオ液体燃料の運搬に使用する燃料の単位発熱量当たりの CO ₂ 排出係数	tCO ₂ /GJ

- バイオ液体燃料の運搬によるプロジェクト実施後排出量（ $EM_{PJ,S,transport,BF}$ ）の算定に当たっては、の算定に当たっては、燃費法又はトンキロ法を使用してもよい。燃費法及びトンキロ法の詳細については「モニタリング・算定規程」の別冊を参照すること。
- 国内におけるバイオマス原料の貨物車両による運搬において、運搬に係る貨物車両の最大積載量が不明な場合は、当該貨物車両の最大積載量を 2,000kg としてもよい。

4. ベースライン排出量の考え方

本方法論におけるベースライン排出量は、プロジェクト実施後に対象設備に投入される熱量を、バイオ液体燃料ではなく、それまで使用していた化石燃料から得る場合に想定される CO₂ 排出量とする。ただし、生成熱量をモニタリングする場合には、プロジェクト実施後の対象設備における生成熱量を、それまで使用していた化石燃料を使用して得る場合に想定される CO₂ 排出量としてもよい。

なお、設備の導入を伴う場合のベースライン排出量の考え方は、附属書 B を参照すること。

$$Q_{BL,heat,input} = Q_{PJ,heat,input} = F_{PJ,BF} \times HV_{PJ,BF} \quad (\text{式 } 12)$$

記号	定義	単位
$Q_{BL,heat,input}$	ベースラインの対象設備における使用熱量（投入熱量）	GJ/年
$Q_{PJ,heat,input}$	プロジェクト実施後の対象設備における使用熱量（投入熱量）	GJ/年
$F_{PJ,BF}$	プロジェクト実施後の対象設備におけるバイオ液体燃料使用量	t/年
$HV_{PJ,BF}$	プロジェクト実施後の対象設備で使用するバイオ液体燃料の	GJ/t

単位発熱量

< 補足説明 >

- プロジェクト実施後の活動であるバイオ液体燃料の製造並びにバイオマス原料及びバイオ液体燃料の運搬を行う際に、製造したバイオ液体燃料を使用することは、プロジェクトとして新たに追加された燃料使用であり排出削減にはつながらないため、ベースライン排出量の算定の際には、当該燃料製造又は運搬に使用した分をプロジェクト実施後の対象設備におけるバイオ液体燃料使用量（ $FL_{PJ,BF}$ ）から原則として差し引かなければならない。
- バイオ液体燃料からボイラー等で生成された熱量が、全量利用されずに一部廃棄されている場合には、余剰熱量分を対象設備におけるベースライン使用熱量（投入熱量）（ $Q_{BL,heat,input}$ ）から控除すること。

< プロジェクト実施後の対象設備による生成熱量（ $Q_{PJ,heat,output}$ ）から算定する場合 >

1) 温水を製造する場合又は熱媒油を加熱する場合

$$Q_{BL,heat,output} = Q_{PJ,heat,output} = FL_{PJ,heat} \times \Delta T_{PJ,heat} \times C_{PJ,heat} \times \rho_{PJ,heat} \times 10^{-3} \quad (\text{式 } 13)$$

記号	定義	単位
$Q_{BL,heat,output}$	ベースラインの対象設備による生成熱量	GJ/年
$Q_{PJ,heat,output}$	プロジェクト実施後の対象設備による生成熱量	GJ/年
$FL_{PJ,heat}$	プロジェクト実施後の対象設備で加熱された温水の使用量	m ³ /年
$\Delta T_{PJ,heat}$	プロジェクト実施後の対象設備で加熱された温水の加熱前後の温度差	K
$C_{PJ,heat}$	温水の比熱	MJ/ (t・K)
$\rho_{PJ,heat}$	温水の密度	t/m ³

- 熱量計を用いて、プロジェクト実施後の対象設備による生成熱量（ $Q_{PJ,heat,output}$ ）を計測できる場合は、直接計測した値を用いることができる。

2) 蒸気を製造する場合

$$Q_{BL,heat,output} = Q_{PJ,heat,output} = FL_{PJ,heat} \times \Delta H_{PJ,heat} \times 10^{-6} \quad (\text{式 } 14)$$

記号	定義	単位
$Q_{BL,heat,output}$	ベースラインの対象設備による生成熱量	GJ/年
$Q_{PJ,heat,output}$	プロジェクト実施後の対象設備による生成熱量	GJ/年
$FL_{PJ,heat}$	プロジェクト実施後の対象設備で加熱された蒸気の使用量	kg /年
$\Delta H_{PJ,heat}$	プロジェクト実施後の対象設備で加熱された蒸気の加熱前後のエンタルピー差	kJ/kg

- 熱量計を用いて、プロジェクト実施後の対象設備による生成熱量 ($Q_{PJ,heat,output}$) を計測できる場合は、直接計測した値を用いることができる。

5. ベースライン排出量の算定

なお、設備の導入を伴う場合のベースライン排出量の算定は、附属書 B を参照すること。

$$EM_{BL} = Q_{BL,heat,input} \times CEF_{BL,fuel} \quad (\text{式 15})$$

記号	定義	単位
EM_{BL}	ベースライン排出量	tCO ₂ /年
$Q_{BL,heat,input}$	ベースラインの対象設備における使用熱量 (投入熱量)	GJ/年
$CEF_{BL,fuel}$	ベースラインの対象設備で使用する燃料の単位発熱量当たりの CO ₂ 排出係数	tCO ₂ /GJ

＜プロジェクト実施後の対象設備による生成熱量 ($Q_{PJ,heat,output}$) から算定する場合＞

$$EM_{BL} = Q_{BL,heat,output} \times \frac{100}{\varepsilon_{BL}} \times CEF_{BL,fuel} \quad (\text{式 16})$$

記号	定義	単位
EM_{BL}	ベースライン排出量	tCO ₂ /年
$Q_{BL,heat,output}$	ベースラインの対象設備による生成熱量	GJ/年
ε_{BL}	ベースラインの対象設備のエネルギー消費効率	%
$CEF_{BL,fuel}$	ベースラインの対象設備で使用する化石燃料の単位発熱量当たりの CO ₂ 排出係数	tCO ₂ /GJ

- バイオ液体燃料と化石燃料を混焼している場合は、対象設備で実測した総生成熱量を、バイオ液体燃料と化石燃料の熱量比によって按分することでベースラインの対象設備による生成熱量 ($Q_{BL,heat,output}$) を求めることができる。

6. モニタリング方法

ベースライン排出量とプロジェクト実施後排出量を算定するために必要となる、モニタリング項目及びモニタリング方法例等の一覧を下表に示す。プロジェクト計画書の作成時には、選択した算定式に応じてモニタリング項目を特定し、実施規程 (プロジェクト実施者向け) 及びモニタリング・算定規程に従い、モニタリング計画を作成する。モニタリング時には、モニタリング計画に従いモニタリングすること。

1) 活動量のモニタリング

モニタリング項目	モニタリング方法例	モニタリング頻度	注釈
----------	-----------	----------	----

$F_{PJ,BF}$	プロジェクト実施後の対象設備におけるバイオ液体燃料使用量 (t/年)	・燃料供給会社からの請求書をもとに算定 ・重量計による計測 ・給油した車両ごとに、計量器（給油計等）又は納品書で把握	対象期間で累計	
$F_{PJ,cultivation}$	プロジェクト実施後のすべての原料生産における燃料使用量 (kL/年, t/年, m ³ /年 等)	・燃料供給会社からの請求書をもとに算定 ・重量計による計測	対象期間で累計	
$EL_{PJ,cultivation}$	プロジェクト実施後のすべての原料生産における電力使用量 (kWh/年)	・電力会社からの請求書をもとに算定 ・電力計による計測 ・設備仕様（定格消費電力）と稼働時間をもとに算定	対象期間で累計	
$PV_{PJ,cultivation}$	プロジェクト実施後における当該プロジェクト用に生産されたバイオエタノール原料の量（又は農地面積）(t/年, m ³ /年, m ² /年 等)	・重量計による計測	対象期間で累計	
$PV_{PJ,cultivation,all}$	プロジェクト実施後における生産されたすべての原料の量（又は農地面積）(t/年, m ³ /年, m ² /年 等)	・重量計による計測	出荷単位ごと	
$F_{PJ,transport,feedstock}$	プロジェクト実施後のバイオマス原料の運搬における燃料使用量 (kL/年)	・燃料供給会社からの請求書をもとに算定 ・重量計による計測	対象期間で累計	
$F_{PJ,process}$	プロジェクト実施後のすべてのバイオ液体燃料化処理における燃料使用量 (kL/年, t/年, m ³ /年 等)	・燃料供給会社からの請求書をもとに算定 ・重量計による計測	対象期間で累計	
PV_{PJ}	プロジェクト実施後における当該プロジェクト用に製造され	・出荷計量伝票と受入計量伝票で把握	出荷単位ごと	
		・重量計による計測	対象期間で累計	

	たバイオ液体燃料の重量 (t/年)			
$PV_{PJ,all}$	プロジェクト実施後における製造されたすべてのバイオ液体燃料の重量 (t/年)	・重量計による計測	出荷単位ごと	
$EL_{PJ,process}$	プロジェクト実施後のすべてのバイオ液体燃料化処理における電力使用量 (kWh/年)	・電力会社からの請求書をもとに算定 ・電力計による計測 ・設備仕様（定格消費電力）と稼働時間をもとに算定	対象期間で累計	
$MC_{PJ,MeOH}$	BDF の製造におけるメタノールの使用量 (t/年)	・計量器又は定量容器で計測	対象期間で累計	
$F_{PJ,transport,BF}$	プロジェクト実施後のバイオ液体燃料の運搬における燃料使用量 (kL/年)	・燃料供給会社からの請求書をもとに算定 ・重量計による計測	対象期間で累計	
$Q_{PJ,heat,output}$	プロジェクト実施後の対象設備による生成熱量（投入熱量）(GJ/年)	・熱量計による計測	対象期間で累計	
$FL_{PJ,heat}$	プロジェクト実施後の対象設備で加熱された温水又は蒸気の使用量 (m ³ /年、kg/年)	・流量計による計測	対象期間で累計	

2) 係数のモニタリング

モニタリング項目		モニタリング方法例	モニタリング頻度	注釈
$HV_{PJ,cultivation}$	プロジェクト実施後のバイオエタノールの原料生産に使用する燃料の単位発熱量 (GJ/kL, GJ/t, GJ/m ³ 等)	・デフォルト値を利用*	【要求頻度】 検証申請時に最新のものを使用	※1 ※2
		・ただし、固体燃料又は都市ガスを使用する場合には、供給会社提供値を利用	【要求頻度】 固体燃料:仕入れ単位ごと 都市ガス:供給元変更ごと	

$CEF_{PJ, cultivation}$	プロジェクト実施後のバイオエタノールの原料生産に使用する燃料の単位発熱量当たりのCO ₂ 排出係数 (tCO ₂ /GJ)	・デフォルト値を利用*	【要求頻度】検証申請時に最新のものを使用	※2
		・ただし、固体燃料又は都市ガスを使用する場合には、供給会社提供値を利用	【要求頻度】 固体燃料:仕入れ単位ごと 都市ガス:供給元変更ごと	
$HV_{PJ, transport, feedstock}$	プロジェクト実施後のバイオマス原料の運搬に使用する燃料の単位発熱量 (GJ/kL)	・デフォルト値を利用*	【要求頻度】 検証申請時に最新のものを使用	※1 ※2
$CEF_{PJ, transport, feedstock}$	プロジェクト実施後のバイオマス原料の運搬に使用する化石燃料の単位発熱量当たりのCO ₂ 排出係数 (tCO ₂ /GJ)	・デフォルト値を利用*	【要求頻度】 検証申請時に最新のものを使用	※2
$HV_{PJ, process}$	プロジェクト実施後のバイオ液体燃料化処理に使用する燃料の単位発熱量 (GJ/kL, GJ/t, GJ/m ³ 等)	・デフォルト値を利用*	【要求頻度】 検証申請時に最新のものを使用	※1 ※2
		・ただし、固体燃料又は都市ガスを使用する場合には、供給会社提供値を利用	【要求頻度】 固体燃料:仕入れ単位ごと 都市ガス:供給元変更ごと	
$CEF_{PJ, process}$	プロジェクト実施後のバイオ液体燃料化処理に使用する化石燃料の単位発熱量当たりのCO ₂ 排出係数 (tCO ₂ /GJ)	・デフォルト値を利用*	【要求頻度】 検証申請時に最新のものを使用	※2
		・ただし、固体燃料又は都市ガスを使用する場合には、供給会社提供値を利用	【要求頻度】 固体燃料:仕入れ単位ごと 都市ガス:供給元変更ごと	
$CEF_{electricity, t}$	電力のCO ₂ 排出係数 (tCO ₂ /kWh)	・デフォルト値を利用 $CEF_{electricity, t} = C_{mo} \cdot (1-f(\vartheta)) + C_a(\vartheta) \cdot f(\vartheta)$ ここで、	【要求頻度】 検証申請時において最新のものを使用	※2 ※4

		t : 電力需要変化以降の時間 (プロジェクト開始日以降の経過年) C_{mo} : 限界電源 CO2 排出係数 $Ca(t)$: t 年に対応する全電源 CO2 排出係数 $f(t)$: 移行関数 $f(t) = \begin{cases} 0 & [0 \leq t < 1 \text{ 年}] \\ 0.5 & [1 \text{ 年} \leq t < 2.5 \text{ 年}] \\ 1 & [2.5 \text{ 年} \leq t] \end{cases}$ ・プロジェクト実施者からの申請に基づき、 $CEF_{electricity,t}$ として全電源 CO2 排出係数を利用できる		
$HV_{PJ, transport, BF}$	プロジェクト実施後のバイオ液体燃料の運搬に使用する燃料の単位発熱量 (GJ/kL,)	・デフォルト値を利用*	【要求頻度】 検証申請時に最新のものを使用	※1 ※2
$CEF_{PJ, transport, BF}$	プロジェクト実施後のバイオ液体燃料の運搬に使用する燃料の単位発熱量当たりの CO2 排出係数 (tCO2/GJ)	・デフォルト値を利用*	【要求頻度】 検証申請時に最新のものを使用	※2
$HV_{PJ, BF}$	プロジェクト実施後の対象設備で使用するバイオ液体燃料の単位発熱量 (GJ/t)	・JIS Z 7302-2 等に基づき、廃棄物由来燃料を分析装置又は計量器 (熱量計等) にて測定	【要求頻度】 1 年に 1 回	
		・供給会社による提供値を利用	【要求頻度】 1 年に 1 回。ただし、供給元変更があった場合には都度計測	
		・デフォルト値を利用	【要求頻度】 検証申請時に最新のものを使用	※3
$CEF_{BL, fuel}$	ベースラインの対象設備で使用する燃料の単位発熱量当たり	・デフォルト値を利用*	【要求頻度】 検証申請時に最新のものを使用	

	の CO2 排出係数 (tCO2/GJ)	・ただし、固体燃料又は都市ガスを使用する場合には、供給会社提供値を利用	【要求頻度】 固体燃料: 仕入れ単位ごと 都市ガス: 供給元変更ごと	
ε_{BL}	ベースラインの対象設備のエネルギー消費効率 (%)	・使用化石燃料量及び発生熱量を実測し、JIS に基づき効率を計算	プロジェクト実施前に 1 回	※5
		・メーカーの仕様書等に記載されたカタログ値を使用	—	
$\Delta T_{PJ,heat}$	プロジェクト実施後の対象設備で加熱された温水の加熱前後の温度差 (K)	・温度計による計測	【要求頻度】 定期計測 (1 時間 1 回以上。ただし、1 日の代表値を計測する場合、1 日 1 回以上)	※6
		・管理温度 (プロジェクト実施者が季節別、時間別に管理・運営している温度) をもとに算定	【要求頻度】 管理・運用単位ごと	
$C_{PJ,heat}$	温水の比熱 (MJ/(t・K))	・文献値を利用	—	
$\rho_{PJ,heat}$	温水の密度 (t/m ³)	・文献値を利用	—	
$\Delta H_{PJ,heat}$	プロジェクト実施後の対象設備で加熱された蒸気の加熱前後のエンタルピー差 (kJ/kg)	・加熱前後の熱媒の温度、圧力を計測し、それをもとに飽和蒸気表から算定	【要求頻度】 定期計測 (1 時間 1 回以上。ただし、1 日の代表値を計測する場合、1 日 1 回以上)	
		・管理温度、圧力 (プロジェクト実施者が季節別、時間別に管理・運営している温度、圧力) をもとに算定	【要求頻度】 管理・運用単位ごと	※6

* 化石燃料の単位発熱量及び排出係数は、供給会社からの提供値又は実測により把握することもできる。この場合、「モニタリング・算定規程」に示す要求頻度を満たしてモニタリングを実施すること。

<※1>

- 排出量の算定に用いる燃料の単位発熱量は、高位発熱量 (総発熱量) か低位発熱量 (真発熱量) のいずれかに統一することが必要である。また、プロジェクト実施前後で統一するため、低位発熱量 (真発熱量) のデフォルト値を使用する場合は、「モニタリング・算定規程」に定める換算係数を用いて低位発熱量 (真発熱量) を求めること。

<※2>

- 海外における排出活動を算定する場合は、「モニタリング・算定規程」に定めるデフォルト値を使用することはできない。

<※3>

- BDF を使用するプロジェクトについては、33MJ/ℓ を使用してもよい。

<※4>

- 再生可能エネルギー以外の燃料で稼働する自家用発電機（コージェネレーションを除く。）による発電電力を用いる場合は、附属書 A に従い電力の CO₂ 排出係数を求めること。

<※5>

- プロジェクト実施前後の対象設備のエネルギー消費効率 (ε_{PJ} 及び ε_{BL}) を計測する場合、原則として、モニタリング方法を揃えることが必要である。また、JIS に基づき計算する場合、原則として、プロジェクト実施前後で統一された測定条件にすることが必要である。ただし、保守的な値となる場合はこの限りではない。
- 燃料の予熱等 (C 重油の加熱、LNG の気化等) のためにエネルギーを使用する場合には、そのエネルギー使用量を考慮した効率とすること。

<※6>

- プロジェクト実施後の対象設備で加熱された温水の加熱前後の温度差 ($\Delta T_{PJ,heat}$) 及びプロジェクト実施後の対象設備で加熱された蒸気の加熱前後のエンタルピー差 ($\Delta H_{PJ,heat}$) を管理温度、圧力をもとに算定する場合、当該管理における温度や圧力の変化に応じてモニタリングが行われることを説明する必要がある。

7. 付記

<妥当性確認に当たって準備が必要な資料一覧>

必要な資料	具体例
適用条件1を満たすことを示す資料	- ベースラインの対象設備で、化石燃料の使用が説明できる書類（化石燃料調達計画、契約書、購入伝票等） - プロジェクト実施者が系統電力を購入し使用していたことを示す書類（購入伝票等）
適用条件2を満たすことを示す資料	- 生産した熱又は電力を自家消費することを示す資料（配管図面、電力系統図等） - 生産した熱又は電力を外部へ供給している場合には、自家消費分のみをプロジェクトの対象としていることを示す資料
適用条件4を満たすことを示す資料	- BDFの精製方法を示す資料 (バイオディーゼル製造設備概要資料等) - バイオ液体燃料の検査成績書（品質規格への適合を示す資料）
適用条件5を満たすことを示す資料	対象設備において関連法令等に基づき適切にバイオ液体燃料が使用されることを示す資料
適用条件6を満たすことを示す資料	当該対象設備の方法論に定める適用条件と必要な書類一覧を参照

注：適用条件 3 は、検証に当たって提出を予定する資料（名称及び作成者）について、プロジェクト計

画書に記載すること。

< 検証に当たって提出が必要な資料一覧 >

適用条件3を満たすことを示す資料	・有機資源もしくは資源作物の供給元（廃棄物の場合は廃棄物回収・処理事業者も可とする）が作成する、当該資源が未利用であったことを示す文書（使用宣言書）。その例は以下の通り（これはあくまで例であり、事業毎の状況に応じて適切な書類を作成すること）。 C 社殿 未利用証明書 X 年 X 月 X 日 A 社 B 製油所（製油所名）が C 社 D 工場（プロジェクト実施者）に提供するバイオ液体燃料の原料は、○年○月○日以前は各家庭で廃棄処分されていた廃食油であり、プロジェクトが実施されない場合には同様に処分されていたと考えられるものである。 A 社 B 製油所長 △△△△（押印） ・魚油の未利用証明書（飼料化しうる食品廃棄物に該当する場合は、性状・成分又は地域における飼料需給等の理由により、飼料化が困難なことを証明できる資料も併せて提出すること） ・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（輸入されたものに限る）を原料とする燃料について、第三者認証（RSPO2013、RSPO2018、RSB又はGGL）により持続可能性（合法性）が認証された書類。
-------------------------	---

< 方法論の制定及び改定内容の詳細 >

Ver	制定／改定日	有効期限	内容
1.0	2013.5.10	2018.7.31	新規制定
1.1	2018.8.1	2021.3.31	「1. 適用条件」の条件3に係る説明を改定 「7. 付記」の「妥当性確認に当たって提出が必要な資料一覧」と「検証に当たって提出が必要な資料一覧」の未利用証明書に関する内容を改定 「附属書 B：設備の導入を伴う場合のベースライン排出量について」を改定 「3) プロジェクト実施後の対象設備がコージェネレーションである場合」の算定方法について、方法論 EN-S-007 コージェネレーションの導入における算定方法を用いるよう改定

1.2	2020.9.30	2021.4.12	「1. 適用条件」の条件3およびその説明に、持続可能性基準に係る記述を追加
1.3	2021.4.13	2021.9.15	「1. 適用条件」の条件3で挙げる第三者認証に GGL を追加
1.4	2021.9.16	2021.12.XX	「1. 適用条件」の条件3の説明に、第三者認証は2022年4月1日までに取得しなければならない旨と、それより前に検証申請する場合の条件を追記
1.5	2021.12.XX	—	「1. 適用条件」の条件3に、バイオオイルの原料として未利用の食肉加工残渣や捕獲された鳥獣を追記。同じく条件4および同条件の説明に、バイオ液体燃料の各々使用にあたっての法令遵守や許認可取得について追記。

附属書 A：自家用発電機による発電電力を用いる場合の取扱いについて（要求事項）

プロジェクト実施後において再生可能エネルギー以外の燃料で稼働する自家用発電機（コージェネレーションを除く。）による発電電力を用いる場合は、電力の CO2 排出係数を以下の式によって算定する。

$$CEF_{electricity,t} = \frac{F_{gene} \times HV_{gene,fuel}}{EL_{gene}} \times CEF_{gene,fuel} \quad (\text{式 a-1})$$

記号	定義	単位
$CEF_{electricity,t}$	電力の CO2 排出係数	tCO2/kWh
F_{gene}	自家用発電機に投入される燃料使用量	t/年, kL/年, Nm ³ /年等
$HV_{gene,fuel}$	自家用発電機に投入される燃料の単位発熱量	GJ/t, GJ/kL, GJ/Nm ³ 等
EL_{gene}	自家用発電機の発電電力量	kWh/年
$CEF_{gene,fuel}$	自家用発電機に投入される燃料の CO2 排出係数	tCO2/GJ

電力の CO2 排出係数を算定するために必要となる、モニタリング項目及びモニタリング方法例等を下表に示す。

1) 活動量のモニタリング

モニタリング項目		モニタリング方法例	モニタリング頻度	注釈
F_{gene}	自家用発電機に投入される燃料使用量 (t/年, kL/年, Nm ³ /年等)	・ 燃料供給会社からの請求書をもとに算定 ・ 燃料計による計測	対象期間で累計	
EL_{gene}	自家用発電機の発電電力量 (kWh/年)	・ 電力計による計測	対象期間で累計	

2) 係数のモニタリング

モニタリング項目		モニタリング方法例	モニタリング頻度	注釈
$HV_{gene,fuel}$	自家用発電機に投入される燃料の単位発熱量 (GJ/t, GJ/kL, GJ/Nm ³ 等)	・ デフォルト値を利用*	【要求頻度】 検証申請時に最新のものを使用	
		・ ただし、固体燃料又は都市ガスを使用する場合には、供給会社提供値を利用	【要求頻度】 固体燃料：仕入れ単位ごと 都市ガス：供給元変更ごと	
$CEF_{gene,fuel}$	自家用発電機に投入される燃料の CO2 排出係数 (tCO2/GJ)	・ デフォルト値を利用*	【要求頻度】 検証申請時に最新のものを使用	
		・ ただし、固体燃料又は都市ガスを使用する場合には、供給会社提供値を利用	【要求頻度】 固体燃料：仕入れ単位ごと 都市ガス：供給元変更ごと	

* 化石燃料の単位発熱量及び排出係数は、供給会社からの提供値又は実測により把握することもできる。この場合、「モニタリング・算定規程」に示す要求頻度を満たしてモニタリングを実施すること。

附属書 B：設備の導入を伴う場合のベースライン排出量の算定について

対象設備を更新又は新設し、化石燃料又は系統電力からバイオ液体燃料への代替を行う場合は、以下のようなベースライン排出量の考え方、算定式を用いてベースライン排出量を算定する。本附属書において「ベースラインの設備」とは、プロジェクト実施前の設備又は標準的な設備を指す。いずれを「ベースラインの設備」とするかは、各設備の方法論の条件 1 の解説を参照のうえ、決定すること。

1) プロジェクト実施後の対象設備が熱源設備である場合

1-1) ベースライン排出量の考え方

本方法論におけるベースライン排出量は、プロジェクト実施後の熱源設備による生成熱量を、プロジェクト実施後の熱源設備からではなく、ベースラインの熱源設備から得る場合に想定される CO2 排出量とする。

$$Q_{BL,heat,output} = Q_{PJ,heat,output} = F_{PJ,BF} \times HV_{PJ,BF} \times \frac{\varepsilon_{PJ}}{100} \quad (\text{式 b-1})$$

記号	定義	単位
$Q_{BL,heat,output}$	ベースラインの対象設備による生成熱量	GJ/年
$Q_{PJ,heat,output}$	プロジェクト実施後の対象設備による生成熱量	GJ/年
$F_{PJ,BF}$	プロジェクト実施後の対象設備におけるバイオ液体燃料使用量	t/年
$HV_{PJ,BF}$	プロジェクト実施後の対象設備で使用するバイオ液体燃料の単位発熱量	GJ/t
ε_{PJ}	プロジェクト実施後の対象設備のエネルギー消費効率	%

< 補足説明 >

- プロジェクト実施後の活動であるバイオ液体燃料の製造並びにバイオマス原料及びバイオ液体燃料の運搬を行う際に、製造したバイオ液体燃料を使用することは、プロジェクトとして新たに追加された燃料使用であり排出削減にはつながらないため、ベースライン排出量の算定の際には、当該燃料製造又は運搬に使用した分をプロジェクト実施後の対象設備におけるバイオ液体燃料使用量（ $F_{PJ,BF}$ ）から原則として差し引かなければならない。
- バイオ液体燃料からボイラー等で生成された熱量が、全量利用されずに一部廃棄されている場合には、余剰熱量分を対象設備によるベースライン使用熱量（投入熱量）（ $Q_{BL,heat,input}$ ）から控除すること。
- プロジェクト実施後の対象設備による生成熱量（ $Q_{PJ,heat,output}$ ）は、以下のように算定してもよい。

1) 温水を製造する場合又は熱媒油を加熱する場合

$$Q_{BL,heat,output} = Q_{PJ,heat,output} = FL_{PJ,heat} \times \Delta T_{PJ,heat} \times C_{PJ,heat} \times \rho_{PJ,heat} \times 10^{-3} \quad (\text{式 b-2})$$

記号	定義	単位
$Q_{BL,heat,output}$	ベースラインの対象設備による生成熱量	GJ/年
$Q_{PJ,heat,output}$	プロジェクト実施後の対象設備による生成熱量	GJ/年
$FL_{PJ,heat}$	プロジェクト実施後の対象設備で加熱された温水の使用量	m ³ /年
$\Delta T_{PJ,heat}$	プロジェクト実施後の対象設備で加熱された温水の加熱前後の温度差	K
$C_{PJ,heat}$	温水の比熱	MJ/ (t・K)
$\rho_{PJ,heat}$	温水の密度	t/m ³

- 熱量計を用いて、プロジェクト実施後の対象設備における生成熱量（ $Q_{PJ,heat,output}$ ）を計測できる場合は、直接計測した値を用いることができる。

2) 蒸気を製造する場合

$$Q_{BL,heat,output} = Q_{PJ,heat,output} = FL_{PJ,heat} \times \Delta H_{PJ,heat} \times 10^{-6} \quad (\text{式 b-3})$$

記号	定義	単位
$Q_{BL,heat,output}$	ベースラインの対象設備による生成熱量	GJ/年
$Q_{PJ,heat,output}$	プロジェクト実施後の対象設備による生成熱量	GJ/年
$FL_{PJ,heat}$	プロジェクト実施後の対象設備で加熱された蒸気の使用量	kg /年
$\Delta H_{PJ,heat}$	プロジェクト実施後の対象設備で加熱された蒸気の加熱前後のエンタルピー差	kJ/kg

- 熱量計を用いて、プロジェクト実施後の対象設備における生成熱量（ $Q_{PJ,heat,output}$ ）を計測できる場合は、直接計測した値を用いることができる。

1-2) ベースライン排出量の算定

$$EM_{BL} = Q_{BL,heat,output} \times \frac{100}{\varepsilon_{BL}} \times CEF_{BL,fuel} \quad (\text{式 b-4})$$

記号	定義	単位
EM_{BL}	ベースライン排出量	tCO ₂ /年
$Q_{BL,heat,output}$	ベースラインの対象設備による生成熱量	GJ/年
ε_{BL}	ベースラインの対象設備のエネルギー消費効率	%
$CEF_{BL,fuel}$	ベースラインの対象設備で使用する燃料の単位発熱量当たりの CO ₂ 排出係数	tCO ₂ /GJ

2) プロジェクト実施後の対象設備が発電設備である場合

2-1) 発電設備を更新する場合

2-1-1) ベースライン排出量の考え方

本方法論におけるベースライン排出量は、プロジェクト実施後の発電設備で発電された電力を、プロジェクト実施前の発電設備から得る場合に想定される CO2 排出量とする。

$$EL_{BL} = EL_{PJ} \quad (\text{式 b-5})$$

記号	定義	単位
EL_{BL}	ベースラインの発電設備による発電電力量	kWh/年
EL_{PJ}	プロジェクト実施後の発電設備による発電電力量	kWh/年

2-1-2) ベースライン排出量の算定

$$EM_{BL} = EL_{BL} \times 3.6 \times 10^{-3} \times \frac{100}{\varepsilon_{BL}} \times CEF_{BL, fuel} \quad (\text{式 b-6})$$

記号	定義	単位
EM_{BL}	ベースライン排出量	tCO2/年
EL_{BL}	ベースラインの発電設備による発電電力量	kWh/年
ε_{BL}	ベースラインの対象設備のエネルギー消費効率	%
$CEF_{BL, fuel}$	ベースラインの対象設備で使用する燃料の単位発熱量当たりの CO2 排出係数	tCO2/GJ

2-2) 発電設備を新設する場合

2-2-1) ベースライン排出量の考え方

本方法論におけるベースライン排出量は、プロジェクト実施後に対象設備で発電された電力を、系統電力から得る場合に想定される CO2 排出量とする。

$$EL_{BL, grid} = EL_{PJ} \quad (\text{式 b-7})$$

記号	定義	単位
$EL_{BL, grid}$	ベースラインの系統電力使用量	kWh/年
EL_{PJ}	プロジェクト実施後の発電設備による発電電力量	kWh/年

2-2-2) ベースライン排出量の算定

$$EM_{BL} = EL_{BL, grid} \times CEF_{electricity, t} \quad (\text{式 b-8})$$

記号	定義	単位
EM_{BL}	ベースライン排出量	tCO2/年
$EL_{BL, grid}$	ベースラインの系統電力使用量	kWh/年
$CEF_{electricity, t}$	電力の CO2 排出係数	tCO2/kWh

3) 対象設備がコージェネレーションである場合

本方法論におけるベースライン排出量は、プロジェクト実施後のコージェネレーションによって得られる生成熱量と電力量を、ベースラインの熱源設備及び系統電力等から得る場合に想定される CO2 排出量とし、1)及び 2)の式の両方を使用する。ただし、プロジェクト実施後の対象設備による生成熱量 ($Q_{PJ,heat,output}$) は、方法論 EN-S-007 コージェネレーションの導入における式 (6)、式 (7) 又は式 (8) で算定しなければならない。

4) プロジェクト実施後の対象設備が工業炉、乾燥設備又はロールアイロナーである場合

4-1) ベースライン排出量の考え方

本方法論におけるベースライン排出量は、プロジェクト実施後の生産量等を、プロジェクト実施後の工業炉、乾燥設備又はロールアイロナーではなく、ベースラインの工業炉、乾燥設備又はロールアイロナーから得る場合に想定される CO2 排出量とする。

$$P_{BL} = P_{PJ} \quad (\text{式 b-9})$$

記号	定義	単位
P_{BL}	ベースラインの工業炉等における生産量等	t/年 等
P_{PJ}	プロジェクト実施後の工業炉等における生産量等	t/年 等

4-2) ベースライン排出量の算定

$$EM_{BL,M} = P_{BL} \times BU_{BL} \times CEF_{BL,fuel} \quad (\text{式 b-10})$$

$$BU_{BL} = \frac{F_{before,fuel} \times HV_{BL,fuel}}{P_{before}} \quad (\text{式 b-11})$$

記号	定義	単位
$EM_{BL,M}$	ベースライン排出量	tCO2/年
P_{BL}	ベースラインの工業炉等における生産量等	t/年 等
BU_{BL}	ベースラインの工業炉等におけるエネルギー使用 原単位	GJ/t 等
$CEF_{BL,fuel}$	ベースラインの工業炉等で使用する燃料の単位発 熱量当たりの CO2 排出係数	tCO2/GJ
$F_{before,fuel}$	プロジェクト実施前の工業炉等における燃料使用 量	t/年,kL/年,Nm³/年等
$HV_{BL,fuel}$	ベースラインの工業炉等で使用する燃料の単位発 熱量	GJ/t, GJ/kL, GJ/Nm³ 等
P_{before}	プロジェクト実施前の工業炉等における生産量等	t/年 等

設備の導入を伴う場合に、ベースライン排出量を算定するために追加的に必要となる、モニタリング項目及びモニタリング方法例等の一覧を下表に示す（下表に記載のないモニタリング項目については、

6. モニタリング方法の一覧を参照すること。)

1) 活動量のモニタリング

モニタリング項目		モニタリング方法例	モニタリング頻度	注釈
EL_{PJ}	プロジェクト実施後の発電設備による発電電力量(kWh/年)	・電力計による計測	対象期間で累計	
$EL_{PJ,grid}$	ベースラインの系統電力使用量(kWh/年)	・電力会社からの請求書をもとに算定	購買ごと	
P_{PJ}	プロジェクト実施後の工業炉等における生産量等 (t/年 等)	・生産記録をもとに算定	対象期間で累計	※1
P_{before}	プロジェクト実施前の工業炉等における生産量等 (t/年 等)	・生産記録をもとに算定	【要求頻度】 原則、プロジェクト開始直近の 1 年間以上の実績を累計	※1 ※2
$F_{before,fuel}$	プロジェクト実施前の工業炉における燃料使用量 (t/年,kL/年,Nm ³ /年等)	・燃料供給会社からの請求書をもとに算定 ・燃料計による計測	【要求頻度】 プロジェクト開始直近の 1 年間以上の実績を累計	※2

2) 係数のモニタリング

モニタリング項目		モニタリング方法例	モニタリング頻度	注釈
ε_{PJ}	プロジェクト実施後の対象設備のエネルギー消費効率 (%)	・使用化石燃料量及び発生熱量を実測し、JIS に基づき効率を計算 ・メーカーの仕様書等に記載されたカタログ値又は対象設備各方法論の附属書に記された標準的な機器の効率値を使用	【要求頻度】 1 年に 1 回 —	※3

* 化石燃料の単位発熱量及び排出係数は、供給会社からの提供値又は実測により把握することもできる。この場合、「モニタリング・算定規程」に示す要求頻度を満たしてモニタリングを実施すること。

<※1>

- プロジェクト実施前後の工業炉等における生産量等 (P_{before} 及び P_{PJ}) は、原則、プロジェクト実施前後で統一された条件で計測されたものであることが必要である。ただし、保守的な値となる場合はこの限りではない。
- プロジェクト実施前後の工業炉等における生産量等 (P_{before} 及び P_{PJ}) は、エネルギー使用量と相関関係を示す指標 (例：生産量等) を設定する必要がある、その設定に当たっては、当該指

標がエネルギー使用量に最も影響を与えるものであることを合理的に説明しなければならない。

<※2>

- プロジェクト実施前の工業炉等のエネルギー使用原単位に使用する、プロジェクト実施前の工業炉等における生産量等 (P_{before}) 及びプロジェクト実施前の工業炉等における燃料使用量 ($F_{before, fuel}$) は原則としてプロジェクト実施前 1 年間の累積値を把握することが必要である。ただし、エネルギー使用原単位の変動が年間を通じて少ないことをサンプリングデータ等によって合理的に示せる場合には、より短い期間の累積値データにより把握してもよい。

<※3>

- プロジェクト実施前後の対象設備のエネルギー消費効率 (ε_{PJ} 及び ε_{BL}) を計測する場合、原則として、モニタリング方法を揃えることが必要である。また、JIS に基づき計算する場合、原則として、プロジェクト実施前後で統一された測定条件にすることが必要である。ただし、保守的な値となる場合はこの限りではない。
- 燃料の予熱等 (C 重油の加熱、LNG の気化等) のためにエネルギーを使用する場合には、そのエネルギー使用量を考慮した効率とすること。